

## 8 . 景観重要建造物の指定の方針

---

(法第8条第2項第4号)

法第8条第2項第4号に基づき、船橋市の景観上重要な建造物を景観重要建造物に指定し、地域の良好な景観形成に活かしていきます。

景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、以下のいずれかに該当するものを指定するものとします。

- ・船橋市の自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- ・地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- ・地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物

景観重要建造物は、市内の指定・登録文化財（国指定文化財は除く）のほか、たとえば、宿場町やみなと町の面影を残す建造物、農村集落の伝統的な建築様式を備えた建造物、神社仏閣などの地域のシンボルとして親しまれている建造物、あるいは、アンデルセン公園の風車のような近年建設された建造物であっても、船橋市の顔として特に優れた景観上の特徴を有する建造物などを指定することが考えられます。

なお、景観重要建造物として指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となりますが、建築物については、斜線制限の緩和など、外観に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）の特例措置が講じられます。